

掲示期間 7.4 - 7.14

新潟市告示第458号

徴収事務の委託について 告示

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、西川学習館（西川地区公民館）の使用料金の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年7月4日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 旭ビル管理株式会社 代表取締役 秋山 啓治
所在地 新潟市東区紫竹5丁目10番60号

2 徴収事務を行わせる歳入

新潟市西川学習館の使用料金
新潟市西川地区公民館の使用料金

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年7月1日

4 徴収事務を委託した日

令和7年7月1日

5 徴収事務を行わせる期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで